国地契第 1 5 号 国営管第 6 9 号 国港総第 1 0 3 号 国空予管第 7 4 号 国北予第 1 6 号 平成 2 8 年 5 月 2 7 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿 各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿 港湾空港部長 殿 北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿 各 地 方 航 空 局 総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部管理課長 港湾局総務課長 航空局予算・管財室長 北海道局予算課長

平成28年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置 に係る取扱いについて

平成28年度予算の早期執行に取り組むこととされていることを踏まえ、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済波及効果の発現を図る観点から、時限的な特例措置として、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大することについて、「公共工事の代価の前金払について」(平成28年5月27日付け国官会第430号)において、財務大臣との協議が成立した旨通知されたところである。

これを受けて、平成28年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

1. 特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事(国庫債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものとする。

2. 特例措置の内容

「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書第36条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)別冊工事請負契約書第36条、「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書第36条又は「工事標準請負契約書について」(平成8年3月19日付け空経第212号)別冊工事請負契約書第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

3. 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例措置を適用するものとする。ただし、受注者が既に前払金の全てを使用している等の理由により当該請負契約を変更する必要がない場合は、当該請負契約を変更しなくても差し支えない。